

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年11月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

脱退手当金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600081号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第1600012号

第1 結論

昭和55年11月から昭和56年1月までの請求期間及び昭和60年9月から昭和62年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年11月から昭和56年1月まで
② 昭和60年9月から昭和62年9月まで

請求期間①及び②当時、父が自宅近くにあったA市B区(当時)の施設で国民年金の加入手続を行い、納付書が届く都度、同施設で父が国民年金保険料を納付していたが、年金記録では未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年11月頃に、請求者の父が請求者の国民年金の加入手続を行ったとしているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者資格取得状況調査により、A市B区において、平成元年6月又は同年7月に払い出されたものと推認される上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、平成元年6月又は同年7月に行われたものと考えられ、請求者の主張と加入手続の時期が相違している。

また、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された平成元年6月又は同年7月の時点では、少なくとも、請求期間①の全ての期間及び請求期間②のうち昭和60年9月から昭和62年3月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、請求期間②のうち昭和62年4月から同年9月までの期間の保険

料については、過年度納付が可能であったが、オンライン記録と同様に、A市の国民年金過年度納付記録簿（平成2年12月10日作成）においても、当該期間の保険料を納付した記録はない。

さらに、請求者の父は、「請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付は、私が行っていたと思うが、当時のことは何も覚えていない。」と陳述していることから、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、請求者は、請求期間①及び②当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付について、請求者の父が、自宅近くのA市B区D施設（現在は、A市C区E施設）において行っていた記憶があると述べているが、A市は、同施設が平成2年4月1日に開設され、同施設において国民年金の加入手続及び保険料の納付を行うことはできなかったと回答している。

このほか、請求者及び請求者の父が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600079号

厚生局事案番号 : 北海道(脱)第1600002号

第1 結論

昭和46年5月24日から昭和49年4月30日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年5月24日から昭和49年4月30日まで
年金記録によると、請求期間について、脱退手当金が支給と記録されているが、脱退手当金の申請をした記憶はなく、受給した記憶もないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、「脱退手当金18,926円」と記載されており、オンライン記録における請求者の脱退手当金の支給額と同額である上、計算上の誤りはなく、脱退手当金は、同事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の昭和49年10月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者は、昭和49年12月2日に別の事業所において厚生年金保険被保険者資格を再取得しているところ、請求期間における厚生年金保険被保険者台帳記号番号とは異なる記号番号が新たに払い出されていることが確認でき、請求期間に係る脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然であり、ほかに請求者に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。